

京都市告示第502号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成27年12月7日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
石口 啓二	石口マッサージ治療院	左京区上高野隣好町 25-10	平成27年11月 1日
鵜飼 孝平	もみじ整骨院	東山区東大路通四条下る清井 町493-2 サイト祇園八坂1F	平成27年11月 10日
金井 麻衣	からだ元気治療院 京都南 店	南区東九条中御霊町 55-10 グランディール大石橋2F	平成27年11月 16日
橋本 英徳	むげん整骨院桃山大手筋	伏見区納屋町124	平成27年11月 6日
安田 和夫	在宅マッサージ治療院 オ ネスト	伏見区深草西浦町1-40 アヴォンリー1F	平成27年11月 6日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)